小型焼却炉・炭化炉に関するリーガルサービス

1　免責事項

本紙の情報は、一般的な情報として利用者の参考に供することのみを意図して作成されたものであり、個別具体的な事情に対する法的な助言又は見解として提供するものではありません。

弊所は、本紙の内容の正確性の確保に努めておりますが、正確性を保証又は担保するものではありません。また、商品に関係する規制を網羅することを目的とするものではありません。

規制内容に誤りがあった場合であっても、いかなる補償も致しません。

2　作成日

令和 3 年 4 月 16 日 行政書士メイガス国際法務事務所作成

3　対象

小型焼却炉・炭化炉の輸出・製造・販売等を検討している方

4　小型焼却炉・炭化炉の関係法令

小型焼却炉・炭化炉を製造・販売する際は、欠陥・不備等により使用者に迷惑をかけないよう、契約書に瑕疵担保の明記や性能保証を求められることが一般的です。

仕様により廃掃法、ダイオキシン特措法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、悪臭防止法、各自治体の条例等の対応が必要となります。

また、焼却炉や炭化炉の本体又は部分品を輸出（販売目的でない返品や交換、修理等のために国外に送る場合を含む）する場合は構造・構成によっては外国為替・外国貿易法に基づく該非判定を行う必要があります。部品交換等のための一時的な輸出であっても該非判定は必要です。

5 小型焼却炉・炭化炉に関する主要な法対応

5-1 設計基準・処理能力基準

火格子面積や火床面積、焼却能力等の構造・性能により、廃掃法、ダイオキシン特措法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、悪臭防止法等各種法令及び各自治体の条例で設計基準・処理能力基準が規定されています。

また、ガス滞留時間や焼却能力の計算方法・算出の根拠についても参考とすべき規定があります。

MAGUS

5-2 廃棄物の輸出について

焼却炉・炭化炉を輸出する際に、焼却対象廃棄物のサンプルを同時に輸出したい場合は廃棄物処理法及びバーゼル条約対応のため環境大臣の輸出承認等を受ける必要があります。

5-3 電気炉

100V 電源等で稼働する電気炉はその用途・構造・性能・焼却対象等により電気用品安全法の対象となる場合があります。

5-4 灰溶融炉

溶融スラグを回収利用する場合、公共事業においては各自治体の溶融スラグ資源化指針、溶融スラグ使用基準等に従ったものでなければ採用が難しくなるため、関係する条例や通達、環境省の溶融固化物再生利用指針等に適合した規格値（吸水率や表乾密度、粒度等について規定されていることが一般的）の範囲内でスラグを固化できるよう設計することをお勧めします。

5-5 排水

湿式法で気液接触を行ったり、灰出し排水を行ったり、事故時に液体が漏出するなど、何らかの排水を行う又は、漏出する可能性がある炉については、性能・構造等により水質汚濁防止法の対象となります。ボイラーにて熱回収をする場合は、ブローの処理について適用されます。

但し、スラッジ化したカマドロをボトムブローするなど、排水クローズドシステムで事故時にも漏出の危険性がない場合は対応不要です。

6 小型焼却炉・炭化炉に関する弊所のリーガルサービス

弊所職員が焼却炉・炭化炉の開発・設計・構想・輸出入機種選定の段階から会議に参加し、完成後に法令対応の為に改修を余儀なくされるリスクを減らすことが可能です。また、法令対応の為の改修や申請・届出が必要となった場合には技術面及び法務面からのアドバイスを行えます。

納入・保守・点検・性能保証等の事項について配慮した契約・納入条件のリーガルチェックについても承っております。

また、医療機関や介護施設など焼却炉調達サイドとして必要な要望事項の提案、契約面でのリーガルチェックを行うことも可能です。